

## 平成21年第6回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成21年11月26日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第55号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第56号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第57号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第58号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第59号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第11 議案第61号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第12 議案第62号 岐阜地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について
- 日程第13 議案第63号 もとす広域連合規約の変更について
- 日程第14 議案第64号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第65号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第66号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第67号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 認定第2号 平成20年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第3号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第4号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第5号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第6号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第23 認定第7号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第24 認定第8号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第25 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	鷺見良雄
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	藤原俊一
健康福祉部長	村瀬光廣	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長	河合重光	議会書記	安藤正和
議会書記	吉村太志		

---

### 開会の宣告

議長（遠山利美君）

ただいまから平成21年第6回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 黒田芳弘君と4番 船渡洋子君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

議長（遠山利美君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの19日間とし、11月27日から11月29日までと、12月1日と2日、12月5日から12月13日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの19日間とし、11月27日から11月29日までと12月1日と2日、12月5日から12月13日までを休会とすることに決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

議長（遠山利美君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告します。

それでは、私が出席しました会議につきまして報告いたします。

10月30日、平成21年第2回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設の組合議会定例会が岐阜市役所で開催されました。平成20年度岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合一般会計歳入歳出決算認定についての議案審議があり、原案のとおり承認されました。この施設には本巢市からの利用者は現在4名とお聞きしております。

12月9日、平成21年第3回本巢市消防事務組合議会定例会が本巢消防事務組合会議室で開催され

ましたので報告します。付議事件といたしまして、平成20年度本巢市消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての議案審議があり、原案のとおり承認されました。組合議会の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局にありますので、お申し出ください。

以上、報告します。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 高田文一君。

議会だより編集特別委員会委員長（高田文一君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより第24号につきましては、11月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところでございます。

内容につきましては、8・9月に開かれました第4回定例会と、10月に開かれました第5回臨時会が主なものとなっております。表紙には席田小学校の芋掘りの様子を掲載いたしました。2ページからは、新議員の紹介、定例会で可決された意見書、議員活動日誌、7名の議員による一般質問、委員会報告、議決された議案の内容の順に掲載し、最終ページには、まごころ給食サービスの活動について掲載しました。

今回は、10月9日に委員会を開催し、前議会だより編集特別委員会より引き継いだ事項をもとに編集し、発行したところでございます。

次回の議会だよりにつきましては、平成22年2月1日発行予定で、今定例会の内容を主なものとし、発行をします。

以上、議会だより編集特別委員会から報告いたしました。

議長（遠山利美君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

16番 大西徳三郎君。

16番（大西徳三郎君）

平成21年第3回もとす広域連合議会定例会が10月20日から30日までの11日間の会期で開催されましたので報告をいたします。

今定例会では、平成21年9月20日、任期満了による本市議会議員選挙が行われました。これを受けて、平成21年10月6日の本市議会臨時会において、広域連合議会議員の選挙が行われたこと及び北方町議会9月定例会において、広域連合議会議員の改選が行われたことに伴い、各委員会委員の選任、議会運営委員会委員長、総務介護常任委員会委員長・副委員長、老人福祉常任委員会委員長及び療育医療衛生常任委員会副委員長の互選が行われました。議会運営委員会委員長に後藤議員、総務介護常任委員会副委員長に黒田議員、老人福祉常任委員会委員長に鶴飼議員が互選されました。今定例会に提出された議案は、広域連合長提出で専決処分の承認を求めることについて1件、人事案件1件、条例の一部改正案2件、平成20年度決算の認定議案5件、平成21年度の補正予算案4件の合計13件でした。

提出された議案について、それぞれ説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについては、幼児療育センター建設に係る県補助金の増額変更による収入増に伴い、連合債の減額に係る平成21年度もとす広域連合療育医療施設特別会計補正予算の専決処分をしたため、議会の承認を求めるものでした。

人事案件については、もとす広域連合公平委員会委員の任期満了での辞職に伴い新たな委員を選任し、議会の同意を求めるものでした。

条例の一部改正については、2件ともに、もとす広域連合における療育医療施設特別会計及び衛生施設特別会計の廃止に伴い、もとす広域連合特別会計条例及びもとす広域連合財政調整基金条例の一部を改正するものでした。

平成20年度決算の認定議案については、一般会計及び四つの特別会計の歳入歳出決算の認定を求めるもので、まず一般会計の決算については、歳入7,632万4,319円、歳出6,836万1,435円で、実質収支は796万2,884円の黒字となるものでした。介護保険特別会計の決算については、歳入47億6,540万763円、歳出44億8,116万4,022円で、実質収支は2億8,423万6,741円の黒字となるものでした。老人福祉施設特別会計の決算については、歳入10億3,078万9,354円、歳出9億2,920万5,710円で、実質収支は1億158万3,644円の黒字となるものでした。療育医療施設特別会計の決算については、歳入1億1,066万1,626円、歳出1億162万4,016円で、実質収支は903万7,610円の黒字となるものでした。最後に、衛生施設特別会計の決算については、歳入2億6,576万3,140円、歳出2億4,678万4,415円で、実質収支は1,897万8,725円の黒字となるものでした。

平成21年度の補正予算案については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計及び療育医療施設特別会計の予算について補正を行うもので、一般会計で500万2,000円の増額、介護保険特別会計で2億9,656万6,000円の増額、老人福祉施設特別会計で7,183万円の増額、療育医療施設特別会計で703万7,000円の増額となるものでした。

提出された議案については、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決等されました。

以上で、もとす広域連合議会の報告を終わります。

議長（遠山利美君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、新年度の予算編成方針につきまして御報告を申し上げます。

国におきましては、民主党を中心とした新たな政権が誕生し、政権公約に基づいた新規施策を新年度予算で実現するため、現在、政府の行政刷新会議による事業仕分け作業が行われております。この仕分け作業の結果を見ておりますと、私ども地方自治体の予算に係る事業も多く含まれ、廃止等を含めた厳しい結果が出ております。

また、県におきましても、多額の財源不足から市町村や団体への補助金の大幅な削減を初めとす

る行財政改革案の策定が進められております。国の事業の見直しの県財政に与える影響が不透明であることから策定作業は少しおこなわれておりますが、県の財政状況に変化はなく、私ども市町村にとって厳しい結果が予想されております。

このように国・県の予算が不確定な状況ではございますが、厳しい国・県の財政状況には大きな変化はないと考えておまして、平成22年度の予算編成の基本方針といたしましては、職員一人ひとりが市の厳しい財政状況を認識するとともに、職員が知恵を出し、今まで以上に事務事業の見直しや徹底した経費の削減を図り、より効率的で投資効果の高い予算編成に努め、「元気で笑顔あふれる本巣市づくり」を推進してまいりたいと考えております。

次に、岐阜地域におきます消防の広域化につきまして御報告を申し上げます。

近年、消防行政を取り巻く環境は、災害や事故の大規模化や少子高齢化による高齢者の救急搬送の増加、消防団員の減少など急速に変化しているとともに、東海地震やゲリラ豪雨などの自然災害や武力攻撃、テロ災害による脅威などの新たな課題への対応も重要となっております。このため、消防体制の強化と財政運営の効率化、消防の基盤強化を図り、地域住民の生命、身体及び財産を守ることを目的といたしまして、平成25年4月の岐阜地域の広域消防スタートに向けて、新年度から協議を進めていく予定でございます。

次に、使用料・手数料の見直しにつきまして御報告を申し上げます。

使用料・手数料の見直しにつきましては、行政改革の一環として、本巣市行政改革大綱実施計画に基づき、関係課で構成する補助金等検討委員会において検討を重ねてまいりました。

見直しの対象といたしました使用料・手数料は計140項目で、検討の結果、改定を要するといたしましたものは48項目でございます。これら使用料等の改定に必要な条例改正につきましては、本議会に議案として提出させていただいているところでございます。この使用料等の見直しに当たりましては、受益と負担の公平性を確保することを第一といたしまして、まず、原価計算を行い、使用料や手数料を徴するサービスの性質に応じて、公費負担と受益者負担の割合を定めた上で、近隣市町との比較や住民負担の急激な上昇を防ぐための方策も講じながら、旧町村時代から踏襲していた料金体系について所要の見直しを行い、公平性と統一性のある料金体系の再構築に努め、グラウンドや会議室など類似施設が市内に多数点在するものにつきましては、おおむね規模ごとに使用料が同水準となるよう見直しを行ったところでございます。

また、料金改定だけでなく、減免制度につきましても見直しを行い、減免の基準及び減額幅の上限額を明確にして、統一的な運用を図ることといたしました。議員各位の御理解をいただき、今後、市民の皆様初め利用者の方々に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、定額給付金及び子育て応援特別手当につきまして、その給付結果等を御報告申し上げます。

本巣市の定額給付金等につきましては、各庁舎に特別窓口を開設するなど、4月6日から10月6日までの6ヵ月間、申請書の受け付けを行ってまいりました。この間、市広報紙等を通じて申請手続の周知を図ってまいりましたが、最終的に定額給付金を支給した件数は、対象総数1万1,865件のうち1万1,657件で支給率98.2%、支給総額は5億4,721万円、また、子育て応援特別手当につき

ましては、支給した件数は、対象総数548件のうち547件で支給率99.8%、支給総額は1,969万2,000円でございます。

次に、本巢市における地産地消の取り組みにつきまして御報告を申し上げます。

地産地消の推進につきましては、市内で生産された安全・安心な農産物を多くの消費者に知っていただくため、「広報もとす」やCCNetの市情報番組で紹介し、PRに努めているところでございますが、さらに本巢市の特産品の振興や産地化による地元経済の活性化を図ることを目的といたしまして、10月30日に本巢市地産地消推進委員会を設置したところでございます。

委員会は、市内各特産振興会を初め商工会、農業協同組合、消費者、大型商業施設などの代表者で構成され、特産品の掘り起こしや販売方法などさまざまな観点から御協議をいただくことになっております。今後、委員会の御意見をいただきながら、地産地消を通じた地域産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、国道157号日当平野トンネルにつきまして御報告を申し上げます。

国道157号日当平野バイパスにつきましては、平成4年に事業着手され、平成17年3月に日当大橋が開通し、トンネル部分も平成19年7月の本格的な掘削工事に着手されて以降、途中、環境基準を上回る砒素が検出されたことにより工事の一時休止もありましたが、県等、関係者の御尽力により工事も順調に進み、このたび完成の運びとなり、12月6日に日当平野トンネルの開通式典を行うこととなりました。このトンネル区間は道路幅員も狭小で、線形も不良であったことから、大型車両の通行や冬期間の通行に支障を来しておりましたが、トンネルの開通により、南部と北部との移動がスムーズになり、市内の均衡ある発展とともに、淡墨桜を初めとする観光資源を活用した観光振興に寄与するものと期待をしております。

次に、真正スポーツセンターにつきまして御報告申し上げます。

真正地域の小柿地区に建設を進めておりました真正スポーツセンターは、建設工事が今年10月末に完成し、その後、備品等の搬入も完了したことから、11月30日に竣工式典を挙行する運びとなりました。施設の概要といたしましては、床面積は約708平米、バレーボール、バドミントン、フットサルなどができる多目的ホールやトレーニングルーム、二つのミーティングルームなどがございます。今後、真正スポーツセンターも他のスポーツ施設同様、市民の皆様に大いに活用していただきたいと考えております。

次に、平成21年第2回西濃環境整備組合議会定例会が11月24日に開催されましたので、その概要について御報告申し上げます。

提出されました案件は決算認定1件でございます。平成20年度一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額17億7,345万2,826円、歳出総額17億117万5,647円で、歳入の主なものは、ごみ処理負担金及び手数料でございます。また、歳出の主なものは、焼却炉の点検・整備費及びごみ焼却施設整備に係る地方債の償還に伴う公債費でございます。歳入歳出差引残額は7,227万7,179円で、うち基金繰入額は4,000万円でございます。監査報告がされ、認定されたところでございます。

また、組合議長及び副議長選挙が行われまして、組合議長に大垣市議会議長の野村弘氏が、副議長に大垣市議会副議長の中沢清子氏が選出されましたので、御報告を申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

以上で諸般の報告を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい。

2番（鰐本規之君）

本題に入る前に、議長に一つお伺いをいたしたいと思います。

前に、私が議長にお願いをした皆さん知ってのとりの議長選において、不規則発言、また議長が不規則発言の発言に対してそれを取り入れたと思われるんですけども、そのことによって私が事務局長に対して質問をしたことのお答えをいただけなかったということに対して、一連の議長に対してのお願いということで文書を提出しました。そのことに対して法的根拠がないということで却下ということになりましたけれども、議員が議長に対してお願いをすることがどうして法的根拠がないということで却下されたのか、御意見を伺いたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（遠山利美君）

中村君。

10番（中村重光君）

ちょっと体調不良なんで、私ちょっと席を出ますのでよろしいでしょうか。

議長（遠山利美君）

はい。

今、鰐本議員の質問でございますけれども、それは後ほど全員協議会でお話しますので、それで御理解をお願いします。

〔挙手する者あり〕

鰐本議員。

2番（鰐本規之君）

本議会の中で行われたことに対して、またこのことが本来であるならば、私と議長との間のお願い事であって、新聞紙上ににぎわすことではないと思っております。そのことが、法的根拠がないということに対して新聞紙上ににぎわせた以上、全協でお願いをする、またそこでお話をするということではないと思っております。市民の方からもいろんな御意見が来ております。市民の代表として議員をさせてもらっている以上、これからの議会を、また議員として私が活動する上においてお願いしたことが法的根拠がないということで却下されては、私も議員として、また市民の負託を受けた一議員として行動することが非常にできないと思っておりますし、またこれから議会の中においていろいろなことを議論、また討論をしていく中において、また発言を停止されたり、私の意



見が、資料提出が求めたところに対して、それを阻止されるようなことがあってはいけないと思っておりますので、この場で御回答をお願いをしたいと思っております。

議長（遠山利美君）

鏑本議員が言われたことは、臨時議会のことにつきましてですけど、異議の申し立てということで、そういう文書が出ました。異議の申し立ては、その議案の中でそのときにやってもらわないとそれはあくまでも効力がないと、事情に照らしてもそれは効力がないということでございますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

鏑本議員。

2番（鏑本規之君）

私は鵜飼さんやら臨時議長の方が不規則発言、またそれに準じて行った行為に対して異議を申し立ててはいるんですね。ですが、それは経緯の中で資料として提出したことであって、私は最後にここに書いてあるとおり、ルールの中で自由に発言、議論ができる議会をお願いしますと、議長をお願いを出してあるわけなんです。そのお願いを出したことに、法的根拠がないということは、議長さんが議会の中で、議長に新たになられたときに、議員に対して公正、公平であるべきであると、そのような議会を運営をしていくということは私も聞いております。ですから、そのことに対してそういうふうにもうこれからもお願いをしますよということで、「お願い」という文章で提出がしてあるわけなんです。それに対して、法的根拠がないというふうには却下をされた、そのことが市民に対して、また新聞紙上でにぎわしたことに、私が提出したことが、あたかも違法行為のようなごとき解釈されることに対して、本議会において説明をお願いしたいと、そういうふう述べておるわけです。

議長（遠山利美君）

そういう異議の申し立てじゃなかったですか、文書は。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

議会はあくまでも議事日程に従ってやっていくべきで、今言われていることについて議長に対して質問があれば別の形でやればいいので、ここで今やるべきではないし、議事日程について粛々とやっていくべきだというふうに思っています。

それとついでですので、6日の発言について、私の発言を不規則、不規則と勝手に言っておりますけれども、あくまでも議長に許可を得て発言をしております。その辺の曲解がないように。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

それなら、これを最後にしてください。

2番（鏑本規之君）

議会の中のルールにおいて、今、鵜飼君が言われたように、議員が発言をするときに、今言われたけれども、私は議長の許可を得て発言をされたという、そのことがもし事実とするなら、私の議長さんに提出したこの経緯の中において、そのことが述べられているなら、私の出した文章が違うということなんですけれども、事務局長にお尋ねを改めてします。今、鵜飼さんが言われた議長の許しを得て発言をされたと言われるなら、一遍テープでも戻して聞いてもらってください。それから、議会の中において、ルールに基づいて今の議案に対して粛々と進めていけばいいという、それはそれで当たり前のことなんです。ですから、それがすぐ始まる前に私が議長に対して発言を求めて、回答を願っておることに対して、ほかの議員の先生たちから、私の質問に対してそれをとめるということの権利は私はないと思っておりますので、御回答をよろしくお願いいたします。

議長（遠山利美君）

それは当然議員の発言を一方向的に拒否することはいかんと思いますけれども、それはあくまでも原則でありまして、それはまたこれからも尊重していきます。

〔挙手する者あり〕

はい。最後だよ。

2番（鰐本規之君）

議長さんから今そういう言葉をいただきました。今後、議員に対しての発言、また議員に対して公平にやっていただけないというふうに解釈していいんですね。

議長（遠山利美君）

はい。

2番（鰐本規之君）

わかりました。じゃあ終わります。

#### 日程第4 議案第54号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第4、議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員8人のうち堀美智子氏の任期が平成22年3月31日付で任期満了となるため、後任委員の候補者を推薦するに当たり、引き続き本巣市軽海142番地1の堀美智子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

今提案のありました堀さんですね、私もよく知っております。過去においてもいろいろとこういうようなことをやっておられたと思いますので、大いに賛成したいと思っております。以上。

議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦については同意することに決定しました。

日程第5 議案第55号から日程第7 議案第57号まで（上程・説明）

議長（遠山利美君）

日程第5、議案第55号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第7、議案第57号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第55号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成21年8月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第56号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

でございます。

平成21年8月の人事院勧告等にかんがみ、期末手当の額を減額する措置を講ずる必要があるため、関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第57号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成21年8月の人事院勧告等にかんがみ、期末手当の額を減額する措置を講ずる必要があるため、関係条例を改正するものでございます。

以上、議案第55号から第57号の詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議長（遠山利美君）

議案第55号から議案第57号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、議案第55号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

お手元に配付しております平成21年第6回本巢市議会議案説明資料の1ページから33ページまでに条例の概要が定めてございます。

本条例改正の主な内容をかいつまんで御説明を申し上げますと、平成21年8月11日の人事院勧告を受け、国家公務員の住居手当の廃止、給与、期末・勤勉手当を改定することとなったために、本巢市職員の給与に関する条例についても人事院勧告どおり一般職員の住居手当を廃止し、一般職員の12月支給の期末手当0.1ヵ月分、勤勉手当0.05月分、また特定管理職員の期末手当0.15月のそれぞれ職員について0.15月の引き下げを行いまして、2.2ヵ月分の支給とするもの及び再任用職員についても期末手当の支給を0.05ヵ月減額をするということで、支給として1.20月とする内容でございます。

それと、2ページ目の(5)でございます、別表の関係でございます。別表の関係につきましては、職員の支給を定めております給料表の改定につきましては、これも人事院勧告どおり初任給を中心とした若年層及び医師以外の各給料表を平均0.2%ほど改定する内容でございます。

続きまして、議案第56号の本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

同資料の34ページ、35ページをお開きください。

本条例改正は、本巢市職員及び県内各市の支給状況から、平成21年12月支給に係る期末手当を職員同様0.15月を減じて2.175ヵ月とする条例改正でございます。

続きまして、議案第57号でございます。本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。36、37ページに該当する資料を添付しております。

本条例改正につきましては、56号で御説明をさせていただきましたように、本巢市常勤の特別職職員と同様、県内各市の支給状況に準じて12月支給に係る期末手当を同様の0.15月を減じて2.175

月とさせていただくための条例改正でございます。

また、詳細につきましては、後ほど予定されております全員協議会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第8 議案第58号から日程第10 議案第60号まで（上程・説明）

議長（遠山利美君）

日程第8、議案第58号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第10、議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第58号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員災害補償法の改正に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第59号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてでございます。

国道157号日当平野トンネルの供用開始に伴う自主運行バスの運行経路の変更により改正するものでございます。

次に、議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

施設の追加及び適正な受益者負担の原則に基づいた使用料等の見直し等に伴い改正するものでございます。

以上の詳細につきましては、議案第58号を総務部長、議案第59号を根尾総合支所長、議案第60号を企画部長からそれぞれ御説明申し上げます。

議長（遠山利美君）

鏑本君、鏑本議員、何ですか。

〔「たばこ吸ってくる」と呼ぶ者あり〕

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時31分 再開

議長（遠山利美君）

再開します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

本会議まだ開会中に先ほどの発言と行動があったんで、嚴重に注意をすべきだと思いますが。

議長（遠山利美君）

鵜飼議員、会議中によほどの事情があれば別ですけども、勝手に席を離れないようにお願いします。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

2番（鵜飼規之君）

私が先般、本議会、また全員協議会等を市民のときに傍聴させていただきました。その席において、欠席をされている議員がおられました。そういうことを多々見て、いろんなことで事務局に対して、また議員に対していろんなことをお聞きをいたしました。そのことに対して、議員は議員として本議会に必ず出席をしなければいけないとか、本議会の中において退席をすることにおいて、何も事前に報告しなければいけないというようなことは伺っておりませんでしたので退席をいたしました。以上。

議長（遠山利美君）

議案第58号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 鷺見良雄君。

総務部長（鷺見良雄君）

それでは、議案第58号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律により船員保険法が改正され、船員保険制度のうち職務上疾病、年金部分が労働者災害補償保険制度に統合されたことを受けまして、地方公務員災害補償法の一部改正が行われてきたことによるものでございまして、地方公務員である船員のうち再任用短時間勤務職員について、公務上または通勤災害上被災した場合には、これまで船員保険法による適用を受けていたこととありますが、今回の改正によって地方公務員災害補償法の規定に基づく補償を行うこととされた、そういう改正に伴いまして現行の船員保険法による保険給付を受けている場合には、地方公務員災害補償法による給付を行わないという重複規定を整理した内容でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長（遠山利美君）

議案第59号の補足説明を根尾総合支所長に求めます。

根尾総合支所長 山田道夫君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

議案第59号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

今回の改正は、自主運行バスについて、国道157号日当平野トンネルの開通に伴い、松田線の運行区域、運行経路及び距離の変更を行うもので、変更に伴い、あわせて料金表の改正を行うものです。

この路線の運行区域のうち、高尾から宇津志間については、現在、県道255号から国道157号を巡回しておりますが、運行経路の一部に幅員の狭いところがあり、経路を変更することにより安全性を高め運行距離も短縮できることから、本条例の改正をお願いするものです。

なお、この条例は、平成22年1月4日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては、条例改正概要の39ページ、40ページのとおりでございます。

議長（遠山利美君）

議案第60号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、条例の概要と新旧対照表につきましては、説明資料の41ページから76ページにわたって載せてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

本条例につきましては、自主財源の確保と受益者負担の適正化のために、受益と負担の公平性確保の観点から利用者が限られているサービスなどを精査いたしまして、使用料や手数料などの改正を行うものでございます。

今回、17本の関係条例を整理に関する条例といたしまして提出をさせていただいております。

内容や経緯につきましては、市長から行政報告で申し上げたとおりでございますが、特に地域ごと、区分、あるいは料金が異なりますグラウンドや会議室などの類似施設につきまして、おおむね規模ごとに使用料が同水準となるよう見直しを行ったところでございます。

なお、付属設備等の区分の細かいもの、また屋外照明設備、このような使用料につきましては規則等で定めることとしたところでございます。

施行につきましては、真正スポーツセンター及び市営駐車場については公布の日から、それ以外につきましては、平成22年4月1日からといたしております。

また、詳細につきましては、全員協議会におきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしまして、補足説明とさせていただきます。

日程第11 議案第61号（上程・説明）

議長（遠山利美君）

日程第11、議案第61号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第61号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

民間開発により寄附された道路については市道に路線認定し、開発協議により不要となった市道については廃止する必要があるもので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

議長（遠山利美君）

議案第61号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

議案第61号 市道路線の認定及び廃止についての補足説明をさせていただきます。

今回認定する路線につきましては、糸貫地域の2路線、真正地域の3路線、計5路線でございます。廃止する路線につきましては、真正地域の1路線でございます。

議案説明資料として理由及び箇所を図面を提出させていただいておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

日程第12 議案第62号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第12、議案第62号 岐阜地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第62号 岐阜地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議についてでございます。

岐阜地域広域市町村圏協議会を廃止するため、地方自治法第252条の6の規定により協議するものでございます。

議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第62号 岐阜地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第63号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第13、議案第63号 もとす広域連合規約の変更についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第63号 もとす広域連合規約の変更についてでございます。

もとす広域連合特別会計条例の一部改正に伴い、組織市町の負担金の分賦割合を定めた組織市町の負担金分賦一覧の事務区分を変更するため、もとす広域連合規約の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長から御説明を申し上げます。

議長（遠山利美君）

議案第63号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、議案第63号 もとす広域連合規約の変更について説明をさせていただきます。

お手元の議案説明資料の概要書の84ページと85ページをごらんいただきたいと思います。

84ページの方にもとす広域連合規約変更の概要ということが記されております。

平成21年第3回もとす広域連合議会定例会において可決された、もとす広域連合特別会計条例の一部改正に伴い、平成22年度より、もとす広域連合療育医療施設特別会計及び、もとす広域連合衛

生施設特別会計が廃止となり、組織市町の負担の分賦割合を定めた別表第1の事務区分の変更の必要があるため、規約の改正を行うものであります。

新旧対照表で見ていただきますと、現行の表の下の方の第4条第3号の事務と、それから4号の事務、それから5号の事務、この特別会計から改正案の広域連合の一般会計の方に変わっていくという変更であります。以上でございます。

議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第63号 もとす広域連合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 議案第64号から日程第17 議案第67号まで（上程・説明）

議長（遠山利美君）

日程第14、議案第64号 平成21年度本巣市一般会計補正予算（第3号）についてから日程第17、議案第67号 平成21年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第64号 平成21年度本巣市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,929万9,000円の追加補正をお願いするものでございま

す。

歳入につきましては、安全・安心な学校づくり交付金4,871万8,000円、介護給付費市町村負担金精算金4,216万7,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金1,646万3,000円の増額と、子育て応援特別手当事業の執行停止に伴う交付金4,305万6,000円の減額が主な内容でございます。

歳出につきましては、小学校の耐震補強事業費1億5,465万4,000円、体育施設改修に伴う工事請負費1,980万円の増額と子育て応援特別手当4,571万9,000円、財政調整基金積立金5,000万円の減額が主な内容でございます。

次に、議案第65号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,834万4,000円の追加補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、療養給付費交付金の過年度分3,190万3,000円、前期高齢者交付金の現年度分3,573万7,000円の増額が主な内容でございます。

歳出につきましては、一般被保険者高額療養費4,024万円の増額が主な内容でございます。

次に、議案第66号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金1,000万円の減額と前年度繰越金1,729万7,000円の増額が主なものでございます。

また、歳出につきましては、真正地区処理管理費227万9,000円の増額が主なものでございます。

次に、議案第67号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金1,500万円の減額と前年度繰越金1,889万8,000円の増額が主なものでございます。

また、歳出につきましては、本巢地区下水道事業費62万7,000円の増額が主なものでございます。

以上の詳細につきましては、議案第64号を副市長、議案第65号を市民環境部長、議案第66号と議案第67号は上下水道部長からそれぞれ御説明を申し上げます。

議長（遠山利美君）

議案第64号から議案第67号については、本日、本会議散会後の全員協議会において副市長及び担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

議案第64号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第65号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第66号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第67号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

再開は11時10分から再開します。

午前10時54分 休憩

午前11時13分 再開

議長（遠山利美君）

再開します。

日程第18 認定第2号から日程第24 認定第8号まで（上程・説明・監査委員報告）

議長（遠山利美君）

日程第18、認定第2号 平成20年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから、日程第24、認定第8号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、平成20年度本巢市の各会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第2号 平成20年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は144億7,050万443円、歳出総額は137億1,348万8,486円、歳入歳出差引残額7億5,701万1,957円でございます。

次に、認定第3号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の決算額の歳入総額は35億3,384万254円、歳出総額は33億4,782万1,005円、歳入歳出差引残額1億8,601万9,249円でございます。

また、施設勘定の決算額の歳入総額は3億7,311万4,736円、歳出総額は3億5,941万4,327円、歳入歳出差引残額1,370万409円でございます。

次に、認定第4号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は2億7,442万7,457円、歳出総額は2億6,696万5,271円、歳入歳出差引残額746万2,186円でございます。

次に、認定第5号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は2億8,890万1,264円、歳出総額は2億6,374万2,599円、歳入歳出差引残額2,515万8,665円でございます。

次に、認定第6号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は6億6,255万592円、歳出総額は6億239万4,288円、歳入歳出差引残額6,015万6,304円でございます。

次に、認定第7号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は6億1,159万4,497円、歳出総額は5億7,218万3,522円、歳入歳出差引残額3,941万975円でございます。

次に、認定第8号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は8億4,743万2,331円、歳出総額は7億7,859万386円、歳入歳出差引残額6,884万1,945円でございます。

以上、決算認定の7案件につきましては、去る8月11日から9月10日まで、監査委員により決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定に監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、会計管理者及び各担当部長から御説明申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（遠山利美君）

認定第2号から認定第8号については監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員から決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

代表監査委員（三田村晃司君）

平成20年度本巢市各会計歳入歳出決算及び平成20年度基金の運用状況審査意見。地方自治法第

233条第2項の規定により、審査に付された平成20年度本巢市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成20年度の基金の運用状況について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を述べます。

#### 1. 審査の概要。

審査の対象。平成20年度本巢市一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況。附属書類、平成20年度本巢市各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

審査期間。平成21年8月11日から平成21年9月10日。

審査の手続。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の適正性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたとその他の審査手続を実施しました。

また、審査に付された平成20年度の基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係帳簿等との照合、その他通常実施すべき審査手続を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため関係書類を審査しました。

#### 2. 審査結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、運用状況は妥当であると認められました。

なお、審査結果の詳細につきましては、決算意見書に記述したとおりであります。決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入144億7,050万円、歳出137億1,348万8,000円で、前年度に比し歳入は15億3,923万1,000円、9.6%、歳出は12億9,890万4,000円、8.6%減少しており、形式収支は7億5,701万2,000円、実質収支は6億8,518万9,000円の黒字であるが、単年度収支は2億2,997万円の赤字となり、市税は7,678万円、1.2%、市債は12億153万5,000円、54.4%減少している。一般会計に特別会計を合わせた総計決算額では、歳入210億6,236万円、歳出199億459万9,000円で、形式収支は11億5,776万1,000円、実質収支は10億8,593万8,000円の黒字であるが、単年度収支は2億6,454万2,000円の赤字となっている。

普通会計によって財政構造を見ると、経常収支比率は当年度は83.2%で、前年度に比し0.5%増加しており、ますます上昇し、財政運営の硬直化が一層進んでいることを示している。財政力指数は0.770で、前年度よりわずかに上昇し、公債費比率は3.5ポイント低下して6.0%となっている。ちなみに歳入の構成で見ると、自主財源の割合が55.0%と前年度より4.3ポイント上昇している。

一方、歳出の構成を見ると、前年度に比し経常的経費の割合が2.5ポイント増加し31.3%、投資

的経費割合は9.7ポイント減少し、13.2%になっている。投資的経費割合が低いことは一概に諸事業の推進が図られていないというわけではないが、縮小していることはあらわれている。また、経常的経費については、再度見直しを図るなど節減に努める必要がある。

上述のとおり、市税収入は歳入構成比42.4%で減少している中、景気の回復も感じられず、大型企業の進出もなく大きな変動がないため、当市の人口も微増程度であり、増収は期待できないものとする。市税収入率は95.4%と前年度に比べ微増しているが、国保税及び使用料等の滞納による収入未済額が年々増加している。これは各会計の負担金、使用料等においても同様であるため、収納率の向上等、徴収に努め、財源確保に一層の努力をされることを望むところである。

以上のように、経営収支比率、市税の収入状況、市債現在高との状況を考慮しつつ、今後一層の諸経費の節減をするとともに、行政の簡素化、効率化に努め、計画的な行政運営によって健全財政の維持を図ることが必要であるとする。

平成21年11月26日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

議長（遠山利美君）

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

監査委員に一つ伺います。

20年度に長屋の堤防敷の使用料というものが徴収されていると思うんですけども、12万4,430円に対する決算はどのようになされておりますか。

もう一遍質問を変えます。

12万4,430円の使用料をいただくように20年度からなりましたが、議会の中においてはその金額の2分の1が市の権利があると、2分の1は組合にあるというふうになっているんですね。そうすると、この金額が12万4,430円入っているのは、それはそれでいいんですね。後のその中の50%が組合に返還されていなければいけないというふうに思っているんです。それが議会の中で決められたことだと思っております。ですから、そのことをお伺いしたわけです。この12万4,430円という金額が2分の1の金額なのか、それとも全額なのか、そのことによって決算額が多少変わってくるのではないかとお聞きをいたしました。また、そのことにおいては、議員からの監査役が出ていると思うんですが、その人も承知しておることだと思っております。以上。

議長（遠山利美君）

今の質問につきましては、即答をしかねますので、12月14日の本会議において御返答をします。

2番（鏑本規之君）

了解しました。

議長（遠山利美君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで決算審査の意見に対する質疑を終わります。

認定第2号から認定第8号については、本日、本会議散会後の全員協議会において会計管理者及び担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

日程第25 議員派遣について

議長（遠山利美君）

日程第25、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、本巢市議会会議規則162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

議長（遠山利美君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

11月30日月曜日の会議は、都合により午前10時30分から本会議を開きますので御参集ください。本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前11時29分 散会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

